

令和6年度 藤田用水配水計画

児土改公告第158号

岡山市南区あけぼの町3番6号
児島湾土地改良区
理事長 宮 武 博

標記計画を、利水調整規程に基づき、下記のとおり策定したので、ご承知いただくとともに、ご協力をお願いします。

記

第1章 取水の基本事項

(取水口の位置)

第1条 藤田用水における取水口の位置は、次のとおりとする。

藤田用排水機場 岡山市南区藤田717-6番地先（笹ヶ瀬川右岸）
大曲用排水機場 岡山市南区藤田148-2番地先（丙川右岸）

(取水量)

第2条 取水量は、次の表のとおりとする。

区分	最大取水量				年間総取水量	
	しろかき期	普通かんがい期	非かんがい期			
	6月11日から 6月25日まで	6月26日から 10月20日まで	10月21日から 5月31日まで	6月1日から 6月10日まで		
藤田 用排水機場	4.312m³/s	4.003m³/s	0.165m³/s	2.080m³/s	38,536千m³	
大曲 用排水機場	2.000m³/s	1.856m³/s	—	1.018m³/s	16,564千m³	
合計	6.312m³/s	5.859m³/s	0.165m³/s	3.098m³/s	55,100千m³	

上記の取水は、児島湖により確保される流水が利用されるものとする。

第2章 各配水地区への配水量及び配水期間

(配水地区及び配水ブロック)

第3条 藤田用水の配水地区及び配水ブロックは別紙1に定めるとおりとする。

(配水量及び配水期間)

第4条 配水地区への配水量及び配水期間は、別紙2のとおりとする。また、配水量は標準的な水量であり、河川の流況や天候等を勘案して配水することとなる。

(配水ブロックの代表者)

第5条 各配水ブロックの代表者は、別紙2のとおりとする。

(無効放流等の禁止)

第6条 本地区で使用する農業用水は、取水量が決められており有効に活用することが必要である。そのため、できる限り無効放流や掛け流し(以下「無効放流等」という)を防止するため、無効放流等を発見した場合、管理人、職員等がその給水口を止めることができるものとする。

上記の行為に対して、当該農地の地権者、耕作者等は、何人にも責を追及することはできない。また、上記行為を行ったものはその責を負わない。
すなわち、農地を耕作する者は、適正な水管理の徹底に務めるものとする。

第3章 その他

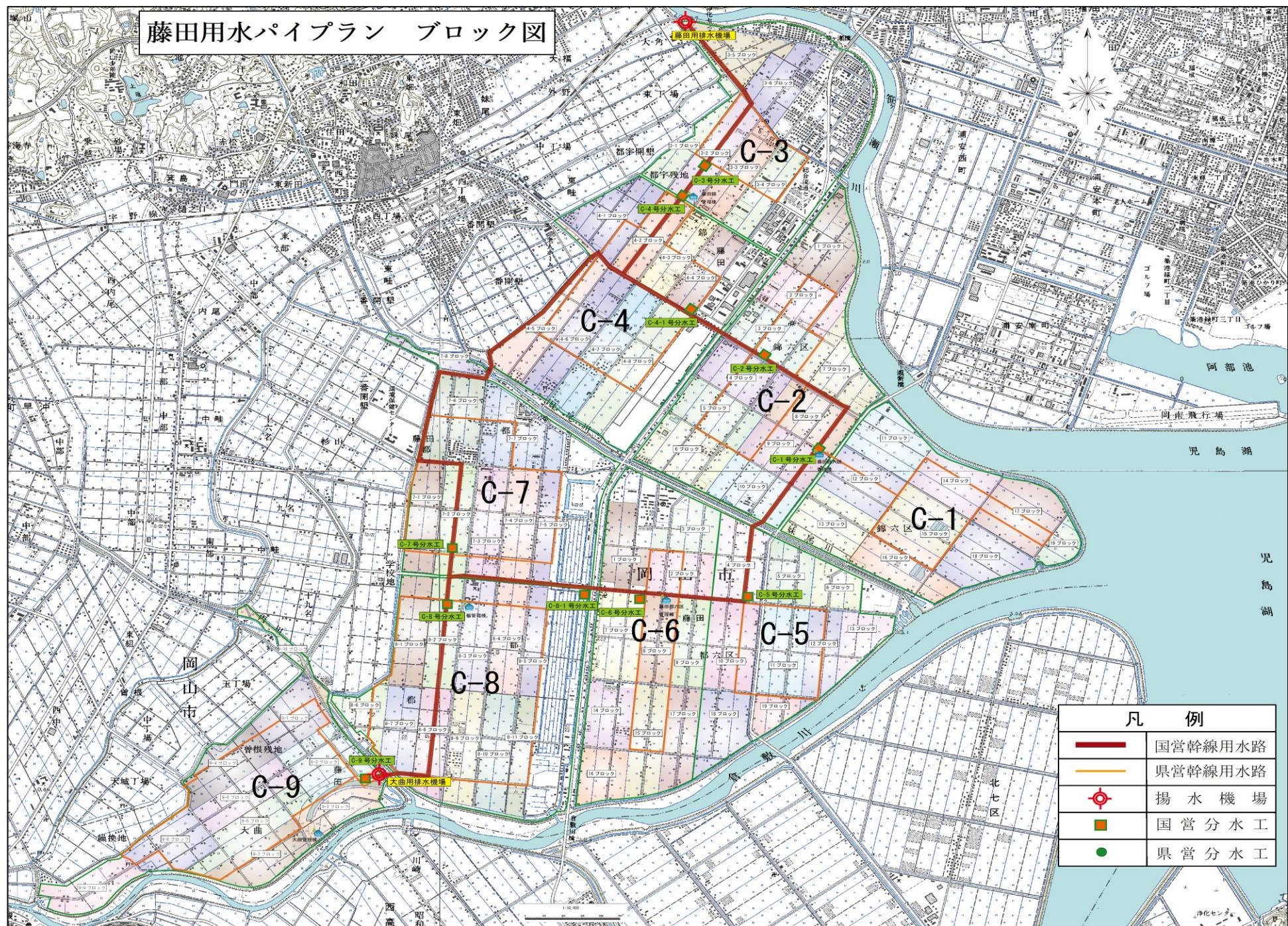
(関係機関)

第7条 藤田用水の利水調整に係る関係機関は下記のとおりとする。

- (1) 中国四国農政局 中国土地改良調査管理事務所
- (2) 岡山県備前県民局 農林水産事業部 農地農村計画課
- (3) 岡山市南区役所農林水産振興課

以上

(別紙1) 藤田用水配水地区及び配水ブロック図



(別紙2) 配水量及び配水期間、配水ブロックの代表者

国営分水工				配水地区の代表者	2024/4/16				配水地区の代表者
地区名	国営分水工(幹線)	6月11日～6月25日 (m³/s)	6月26日～10月20日 (m³/s)		地区名	国営分水工(幹線)	6月11日～6月25日 (m³/s)	6月26日～10月20日 (m³/s)	
藤田錦六区	C - 1	0.642	0.605	田口 裕士	藤田都六区	C - 6	0.621	0.585	田口 裕士
	C - 2	0.710	0.672		藤田都	C - 7	0.550	0.518	
藤田錦	C - 3	0.344	0.325	大橋 和明	藤田都	C - 8	0.682	0.643	林 良之
	C - 4	0.589	0.555		藤田大曲	C - 9	0.629	0.593	
藤田都六区	C - 5	0.558	0.526	田口 裕士					